

従業員慰安旅行と給与の認定

第1審：東京地裁平23年(行ウ)第385号、平24・12・25判決 (LEX/DB : 25498715)

Brush up Point

本件は、従業員の慰安旅行に係る福利厚生費が給与として認定された事案である。本件における判決のポイントは、次のとおりである。

- (1) 本件旅行は、現場作業員の指揮命令系統を強化し、操業の安全と能率の増進を図るという業務上の必要に基づいて、従業員に参加を強制して行われたものではなく、従業員は本件旅行に参加することにより、その使用者である原告から本件旅費に係る経済的な利益の供与を受けたものであると認められる。このように本来有償でなければ受けることができない役務の提供を無償で受けたことにより、従業員の担税力は増加するものであり、この経済的な利益は給与として所得税の課税対象となる。
- (2) 所得税基本通達36-30の趣旨は、レクリエーション等の行事で簡易なものは、それに参加することにより享受する経済的な利益の額は少額であることに鑑み、少額不追求の観点から強いて課税しないこととするのが相当であるとするものである。本件各従業員が供与を受けた経済的な利益の額は24万1,300円で、その享受した経済的な利益の額は、少額であるとは認めることができない。

I 事実関係

原告は、土木建築工事請負業を営む法人であるが、平成21年1月に、原告代表者、原告の従業員10名（以下「原告従業員」という。）及び外注先の従業員等を参加者とするマカオへの2泊3日の慰安旅行を行い、外注

先の従業員等21人分の代金に相当する506万7,300円を交際費に、原告従業員10人分の代金に相当する241万3,000円を福利厚生費に、原告代表者分の代金に相当する51万9,700円を役員賞与として、それぞれ経理処理した。

これに対し被告（所轄税務署長）は、原告

従業員分の福利厚生費相当額は給与に該当し、原告がこれについて徵収し納付すべき源泉所得税額は、合計34万7,472円であったとして、源泉所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分を行った。原告は、この処分を不服として、所定の手続きを経て、本訴に及んだ。

役務の提供の対価としての性質を有するものをいい、同法36条1項が金銭以外の物又は権利その他経済的な利益による収入も課税対象となることを明らかにしている以上、本件旅行に係る経済的利益は、給与等の支払に該当すると主張した。

III 判決の要旨

東京地裁は、事実認定において、「本件各従業員は、本件旅行に参加することにより、その使用者である原告から、本件旅行に係る経済的な利益の供与を受けた（すなわち、本来有償でなければ受けることができない航空機、ターボジェット等の交通機関、飲食店、宿泊施設等における役務の提供を、使用者である原告の費用負担の下に無償で受けた）ものである」とし、本件旅行には、「2泊3日の旅程中は、マカオ及びその周辺地域の観光に終始し、指揮命令系統を強化するための研修などは一切行われなかったと認めることができる」であって、本件旅行は、専ら本件各従業員ほかのレクリエーションのための観光を目的とする慰安旅行であったものであると認めるのが相当である。」とした。

これに対して被告は、原告従業員分の旅行費用は1人当たり24万1,300円と多額であるため、所得税基本通達36-30にいうレクリエーションのために社会通念上一般的に行われる行事に該当すると認めるることはできないとし、所得税法28条1項の給与等が、雇用契約等に基づいて提供される非独立的な人的

その上で、本件旅行は、「それに参加することにより享受する経済的な利益の額が少額であるものであるとは認めることができない」であって、上記通達（筆者注：所得税基本通達36-30）にいう『役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる』行事に該当する



ということはできず、本件各従業員に対する本件旅行に係る経済的な利益の供与が『給与等』の支払に該当するところが課税の公平に反するということはできないものというべきである。」として、「本件各従業員は、その使用者である原告から、雇用契約に基づき原告の指揮命令に服して提供した非独立的な労務の対価として、本件旅行に係る経済的な利益の供与を受けたものであり、原告は、本件各従業員に対し、本件旅行に係る経済的な利益を供与し、所得税法28条1項の『給与等』の支払をしたものであるということができる。」と判示した。

IV 解 説

〔1〕本件における従業員に対する経済的利益の供与はフリンジ・ベネフィットとよばれ、所得税法36条に基づき、原則として課税される。しかし、従業員慰安旅行に係る費用は、必ずしもすべてのケースで課税適状となるわけではない。すなわち、本件判決でも、慰安旅行に係る1人当たりの金額が社会通念上一般的な場合は非課税とする旨の所得税基本通達36-30があり、これは少額不追求の観点から妥当な取扱いであると判示している。しかし、「社会通念上一般的」な場合は、どのような場合を指すのかという点については実務上、争いがあった。たとえば、次の3つの事件がある。

まず、①岡山地裁昭和54年7月18日判決がある。この事件は、原告会社の実施したハワイへの従業員旅行が、慰労目的、5泊6

日、1人当たり費用18万6,500円であったことについて、「少なくとも、本件ハワイ旅行について、前記のような日程、費用等を考えると、それが企業の福利厚生事業たる慰安旅行として、社会通念上一般的に行なわれている性質・程度のものとは到底認めることができない。」として納税者敗訴とした。次に、②福岡地裁平成21年2月19日判決は、原告会社が1人当たり2万2,000円から4万4,000円までの費用を負担した従業員慰安旅行について、目的地を各従業員が自主決定し、各従業員は一定の親族を同伴できる点から私的な観光旅行と変わらないとして、「本件社員旅行が従業員等のレクリエーションのために社会通念上一般的に行なわれている行事であると認めることはできない。」と納税者敗訴とした。

これに対し経済的利益と認定されなかった事件として、③京都地裁昭和61年8月8日判決がある。この事件は、2泊3日の従業員香港旅行に係る費用1人当たり7万7,500円のうち原告会社が負担した2万円について、「使用者がレクレーション旅行の費用としてこの程度の額の負担をすることは、社会通念上一般に行なれており（中略）給与の支払いとして課税の対象となるべきではない。」として納税者勝訴としたものである。ついでこの控訴審判決（大阪高裁昭和63年3月31日判決）も第1審を支持し、社会通念上一般的であるかについて、「参加従業員の受けける経済的利益、すなわち本件旅行における第1審原告の負担額が重視されるべきである。」として、納税者勝訴とした。なお、

この③の京都地裁判決を受けて、昭61直3-21の個別通達が制定され、当時は2泊3日・半額負担・半数参加基準が定められ、その後昭63.5.25直法6-9、直所3-13により、現在の個別通達に改正され、今日に至っている。

すなわち、以上の事件では、①岡山地裁は日程・金額、②福岡地裁は旅行の実態を重視して社会通念上一般的の判断を行ったが、③の京都地裁は、金額の多寡から、社会通念上一般的の判断を下したのである。

〔2〕本件旅行が「社会通念上一般的」であるかについて東京地裁の判断は、上記①と②の事件の中間型といえる。本件旅行を旅行の実態から判断した点は福岡地裁と同様だが、所得税基本通達36-30の定めがあることから岡山地裁と同様に金額も考慮していると思われる。この点、本件事件の国税不服審判所の判断は、さらに明確である。すなわち、一般的な海外旅行に要する費用等の額と会社負担金額等について、官公庁及び民間企業からの依頼により賃金・労務管理・労働問題・経営管理等に関する各種調査研究の受託業務等を行っている法人である「産労総合研究所」が、会員企業に対して行った社内行事と余暇・レク活動等に関するアンケート調査

をしており、その結果によれば、海外への社員旅行を実施した企業の一人当たりの海外旅行費用平均額及び会社負担金額は、次のとおりであった。

番号	調査実施年月	平成11年7月	平成16年3月	平成21年12月
1	海外旅行費用平均額	112,421円	108,000円	81,154円
2	1の内、会社負担金額	69,089円	74,000円	56,889円
3	会社負担割合(2/1)	61.5%	68.5%	70.1%

このように具体的な金額をもとに、審判所は本件24万1,300円の負担が、福利厚生費として高額過ぎるものと判断したのである。

筆者も、「社会通念上一般的」の判断は第一に金額の重要性にあると考える。所得税法36条の経済的利益については、少額不追求の観点や徴税事務の繁雑さから金額基準を否定できない。ただし、それを課税庁の自由裁量にまかせることはできず、武田論文も課税庁の画一的取扱いは批判している¹。本件について、筆者は判旨に賛成するが、課税対象となる経済的利益の判断、換言すると福利厚生費としての金額の多寡（許容範囲）について、裁判所はよりリーディングケースとなる積極的な判示がほしかったところである。



1 武田昌輔「多額であることを理由に否認された慰安旅行の費用」税務弘報45巻8号（中央経済社、1997）